

釣り船のルール

「遊漁船業」を営むには 県への登録が必要です



船舶に釣り客を乗せて料金を受け取る場合は、遊漁船業者登録が必要です。

無登録（期限切れ含む）で遊漁船業を営んだ者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科されます。（遊漁船業法第28条）



登録業者は(釣)番号を掲示しましょう

登録業者

利用名簿 書いてないけど大丈夫かな...

★ 遊漁船業とは★

料金の多寡にかかわらず、営利を目的として、お客さんを船に乗せ、漁場に案内し、釣りなどの方法で魚などの水産動植物を採らせる事業（磯渡しも遊漁船業です）

無登録で遊漁船業を営むと法律で罰せられます

遊漁船業は、船舶検査証書に旅客定員を登録するだけではできません。県に登録（5年毎に更新登録）し、登録番号を船に掲示する必要があります。遊漁船業者登録をするためには、遊漁船業務主任者の選任や乗客損害賠償保険の加入、業務規程の作成などが必要です。